

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 働き方改革⑥ 労働安全衛生法の改正

施行時期：  
2019年4月1日

働き方改革関連法では、労働基準法の改正だけでなく、労働安全衛生法の改正も行われます。改正の主な目的は、長時間労働者の健康確保、産業医機能の見直しです。



### 1. 長時間労働発生時の医師面談制度の強化および労働時間把握義務の強化

#### ① 長時間労働発生時の医師による面接指導の要件の改正

**改正前** 1ヶ月の時間外労働が100時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合。

**改正後** 1ヶ月の時間外労働が一定時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合。

※安衛法でいう時間外労働とは、1週間当たり40時間を超えて労働させた時間(休日労働時間を含む)です。

#### ② 労働時間把握義務の強化

- 医師による面接指導の実施のため、「管理監督者を含むすべての労働者を対象とし、客観的な方法その他の適切な方法により、労働時間の状況を把握しなければならない」という根拠規定が追加されます。

### 2. 産業医の活動環境の整備

#### ① 役割の明確化

- 産業医の役割である「必要な医学知識に基づき誠実に職務を行う義務」が法律に明文化され、産業医を選任した事業者を対象として「産業医の業務内容等を労働者に周知させる義務」に関する規定が整備されます。

#### ② 産業医への情報提供等

- 事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととし、事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。

#### ③ 権限の強化

- 事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立て、産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。



### 3. 事業者の管理義務等

- 事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用および適正な管理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるよう、健康情報の適正な取扱いを推進します。

**産業医とは?** 労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。  
労働者数50人以上の事業場(注)においては、産業医の選任が事業者の義務となっています。

**衛生委員会とは?** 労働者の健康管理等について、労使が協力して効果的な対策を進めるために、事業場に設置する協議の場です。  
労働者数50人以上の事業場(注)においては、衛生委員会の設置が事業者の義務となっています。

(注) 法人単位ではなく、工場や支店、営業所などの「事業場ごとの労働者数」で判断し、「事業場ごとに産業医の選任、衛生委員会の設置」が必要となります。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。